

建設委員会記録

1 日 時 令和7年6月24日（火曜日）

開 会	午前 9時56分
休 憩	午前10時20分
再 開	午前10時44分
休 憩	午前11時06分
再 開	午前11時41分
休 憩	午後 0時11分
再 開	午後 1時21分
休 憩	午後 1時22分
再 開	午後 1時49分
閉 会	午後 2時17分

2 場 所 第 4 委 員 会 室

3 出席委員 9人

委 員 長	藤 田 克 樹
副委員長	高 原 ゆずる
委 員	細 川 博 徳
//	福 田 敏 彦
//	金 井 毅 俊
//	江 西 照 康
//	高 田 真 里
//	東 篤
//	横 野 昭

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【消防局】

局長	石井 誠
局次長	浦山 信之
参事（通信指令課長）	高稲 信治
総務課長	嘉戸 智人
予防課長	岸 隆志
警防課長	田口 賢治
総務課主幹（総務企画・調整担当）	古村 和也

【上下水道局】

局長	村井 真哉
理事（上下水道技術管理）	山寄 明彦
局次長	高橋 祐子
局次長（技術担当）	五十嵐 進
参事（農林水産部次長）	五十嵐 健治
参事（建設部次長）	野上 一成
参事（流杉浄水場長）	大場 角栄
経営管理課長	岸 聡之
契約出納課長	山口 晋一郎
料金課長	山下 達也
給排水サービス課長	新原 寛之
水道課長	斉藤 忠
下水道課長	井山 哲男
上下水道施設管理センター所長	安部 正雄
東上下水道サービスセンター所長	眞田 幸保
西上下水道サービスセンター所長	工藤 正美
浜黒崎浄化センター場長	竹島 寛文
水橋浄化センター所長	神代 浩
下水道課主幹（河川整備課長）	沖村 一
下水道課主幹（農村整備課長）	笹木 明子
経営管理課主幹（調整担当）	加藤 暁美

【建設部】

部長	高尾 輝彦
部次長（上下水道局参事）	沼崎 益大
部次長（技術担当・上下水道局参事）	野上 一成
土木事務所長	山崎 哲志
参事（土木事務所建設担当）	坂井 義隆
参事（建設政策課長）	経澤 陽一
道路整備課長	山本 貴章
道路河川管理課長	松丘 仁志
河川整備課長	沖村 一
道路構造保全対策課長	高木 勝人
公園緑地課長	檜尾 正樹
市営住宅課長	金田 紀和
営繕課長	小林 江里子
土木事務所総務課長	水野 央
土木事務所建設課長	帳山 誠志
建設政策課主幹（調整担当）	竹田 宏一

【防災危機管理部】

部長	増山 和弘
部次長	井村 孝志
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	清水 孝一
参事（防災対策担当）	生田 朋道
参事（防災課長）	小川 徹雄
危機管理課長	谷澤 隆
防災課主幹（調整担当）	経塚 陽子

【活力都市創造部】

部長	深山 隆
部次長	大野 満
部次長（技術担当）	金山 英樹
参事（再開発担当）	高森 隆
参事（交通政策担当）	野村 知範
参事（建築指導担当）	佐藤 英子
参事（空き家政策担当）	守山 裕一
都市計画課長	佐野 正典
景観政策課長	金田 英靖
交通政策課長	杉木 光晴
建築指導課長	井川 清
富山駅周辺地区整備課長	塚本 義明
まちづくり推進課長	高畑 亘
居住政策課長	吉川 賢一
都市計画課主幹（調整担当）	鶴巻 英明

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理	酒井 優
議事調査課主任	田村 麻里子
議事調査課主任	杉林 睦美

7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和7年6月定例会の建設委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（3名）を許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、高田委員、東委員を指名いたします。
各案件の審査については、各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。
なお、質疑については、議案に直接関係あるものだけにお願いいたします。
また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。
これより、消防局所管分の議案の審査を行います。
議案第105号 建造請負契約締結の件（消防艇建造）
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

消防局長 〔挨拶〕

警防課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

東委員 今回、指名競争入札によって形原造船株式会社と建造請負契約締結を行うということですが、指名競争入札には何社が参加したのかお伺いします。

警防課長 入札につきましては4社を指名し、うち3社が応札しました。

東委員 複数の会社が応札したということですが、調べたと

ころ消防艇を建造している国内企業は何社かあったのですけれども、形原造船株式会社の消防艇建造の実績や信頼性についてお伺いします。

警防課長 形原造船株式会社ではこれまでに4隻の消防艇を建造されております。

また、近年におきましては令和5年に姫路市の消防艇を建造されており、消防艇以外にも180隻以上の船を建造している会社であると伺っております。これらの実績があることから、問題はないと考えております。

東委員 消防艇に関してはこれまでに4隻の建造実績があり、問題はないでしょうということでした。

それでは、新たに建造する消防艇の性能について、現在の消防艇や他の自治体が所有している消防艇と比較して、消防局としてどのような評価をしているのかお伺いします。

警防課長 現在の消防艇が総トン数35トンであるのに対し、新たに建造する消防艇は19トン級と小型化することにより、迅速性と機動性を図る設計としております。

また、現在の消防艇の推進器はプロペラ式ですが、ウォータージェット式とすることで、約400キロワット、馬力に換算しますと約540馬力アップし、最高速力が18ノット、時速33キロメートルから30ノット、時速55キロメートルとなり、機動性が増したことにより、災害現場への到着時間を短縮できると考えられます。

加えて、航海機器につきましても、現在の消防艇にはない最新の装備を搭載することにより、安全な運航が図れると考えております。

他の消防艇が搭載している装備の詳細については分かりませんが、波や風の影響下でもGPSにより自動で船舶の位置を維持することができる定点維持装置を取り付けることとしております。この装置は他の消防艇にはあまり搭載されていないと伺っており

ます。

東委員 今、詳細な説明を受けましたが、金額から見ても現在の消防艇や他の消防艇と比べて遜色のないものが造られることを認識しました。
特に速度が相当上がるということで、実際に導入されましたら訓練もしっかりしなければならないと思いますので、将来的な話ですがよろしくお願いします。

江西委員 今の質問に関連して確認ですけれども、老朽化により機能が低下した現在の消防艇との比較ではなくて、新しい消防艇はそもそもの機能がバージョンアップされているということでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

江西委員 議案説明資料には財源が書いてありませんが、どこから調達するのでしょうか。

総務課長 財源につきましては、緊急防災・減災事業債を充当することとしております。

江西委員 それは全て富山市で負担するのでしょうか。国や県からの補助はないのでしょうか。

総務課長 現在、確約はされていないのですけれども、県に何らかの財政支援をお願いしているところでございます。

横野委員 県に補助を要望していて、それに対して県からは正式な回答がまだ出ていないのですね。

（「はい」と発言する者あり）

横野委員 もう1点お伺いします。
契約金額は約6億2,400万円ですが、富山市が全額負担するのではなく、最終的に高岡市と射水市

と案分することになりますので、富山市がこの金額を一度立て替えるということです。
富山市の実際の負担は幾らになるのか、最終的な内訳はまだ確定していないのですか。

警防課長 まず富山市が一括して支払いますが、各市の負担額はその後、標準財政規模による割合で案分し決定いたします。
富山市につきましては61.16%、高岡市につきましては23.56%、射水市につきましては15.28%の割合となっております。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第105号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第105号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。
以上で、消防局所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第8号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第20号
を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

総務課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
次に、消防局所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

金井委員 最近は暑いですし海水浴の時期にも入りました。
海での事故は全国で毎年必ず発生していますが、民間の協力者が助けたという新聞記事を見ます。
消防局としては初動体制をどのようにしているのかお聞きしたいと思います。

警防課長 消防艇、救難艇、水上バイクを1隻ずつ、計3隻所有しておりますけれども、まずは通報時の状況に応じてどの船を出すのか選定いたします。海上分遣所には職員が詰めておりますけれども、水難事故発生時には職員が富山北消防署から海上分遣所へ向かい、選定した船で現場に向かうという体制を取っております。

金井委員 何かあったときに救急車のように必ず即時出動できる体制は整っていると理解していいですか。

警防課長 迅速に出動できるのは水上バイクです。水上バイクはレジャーシーズンである6月から8月に常に係留している状態ですので、迅速に対応できます。

福田委員 今の金井委員の質問とちょっと関連するのですけれ

ども、去年は水難救助に対応した水上バイク等の出動実績はあったのでしょうか。

警防課長 去年は水難救助のための出動はございませんでした。直近では令和3年に1件の実績があり、水難事故に対応するために消防艇が出動しております。

福田委員 令和3年の出動実績について、具体的な内容は分かりますか。

警防課長 ちょっと今は詳細までは把握しておりません。

福田委員 令和3年に一度だけ出動したということですが、その内容をまた教えてください。

警防課長 今ほどの件につきましては、後日お調べしてお答えいたします。

東委員 火災や救急の対応はしっかりと訓練を受けた人ではないと務まらない大変重要で困難な仕事ですが、今年度の新規採用の消防士は現在、富山県消防学校で訓練中だと思います。職員名簿にも十数名の名前がございましたが、実際に何名を募集して何名が採用されている状態なのかお伺いします。

総務課長 令和6年度の採用試験ですけれども、受験者は41名で合格者が18名となっております。現状、富山県消防学校の初任科に入校しているのは17名で、辞退者が1名出ております。

東委員 去年は何名の募集をかけたのでしょうか。

総務課長 上級と初級を合わせて、合格を出しました18名です。

東委員 辞退された方がいらっしゃるということですが、辞退の理由は分かるのでしょうか。

- 総務課長 個人情報ですし、辞退された方から聞く必要がない
ものですので、申し上げられません。
- 東委員 既に予定より1名少ない状態で訓練を受けていると
いうことです。訓練は大変厳しいと思うのですが、
厳しさも必要ですけれども、思いやりや優しさを持
ってしっかりと育てて、消防の現場に配置すること
が重要なので、富山県消防学校に状況を確認しなが
らしっかりと育っていくようにまた見守っていただ
きたいと思います。
- 福田委員 先ほど、令和3年に消防艇の出動実績が1件あると
お聞きしましたが、ゼロであることが一番望ましい
と思います。
いついかなるときでも出動しなければならないとい
う危機感が常にあるため、平素から訓練されてい
ると思うのですが、令和3年から現在までかなり
間が空いています。そのため、救助能力が落ちる
のではないのかという危機感を覚えるのですが、訓
練は行われているのでしょうか。
- 警防課長 消防艇、救難艇、水上バイクをそれぞれ1隻ずつ、
計3隻の船を所有しておりますけれども、航海訓練
という船の操縦訓練を毎月行っておりますし、潜水
救助隊を配備しております、その訓練も毎月実施
しております。
- 福田委員 その訓練の中身について、他県へ行って先進的な技
術を学ぶ講習などはあるのですか。
- 警防課長 プロの潜水ダイバーによる講習等も受けております。
富山県広域消防防災センターに潜水プールがござい
ますので、他県へ行くのではなく、そちらで指導を
受けております。
- 福田委員 まさに富山市民の生命、身体、財産を守っていらっ
しゃいます。予算もついていますので、意識が低下
しないように常にしっかりと訓練していただきたい

ということを、富山市民の代表としてお願いしたい
と思います。

委員長 ほかに質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、建設委員会消防局所管分を終了いたします。

午前 10 時 20 分 休憩

~~~~~

午前 10 時 44 分 再開

委員長 建設委員会上下水道局所管分の議案の審査を行います。  
議案第 102 号 富山市水道事業給水条例等の一部  
を改正する条例制定の件  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

経営管理課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

東委員 令和 7 年 5 月 22 日の建設委員会で富山市上下水道  
事業経営審議会からの答申の内容等について説明を  
受けておりました。  
建設委員会の委員以外の議員に対しては、会派ごと  
に説明されたという状況であります。  
その説明を受けた議員から、料金の見直しに当たっ  
ては市民に丁寧に説明し、理解を得た上で進めてほ  
しいという趣旨の意見がありましたが、上下水道局  
としてはこのような議員からの意見をどのように受  
け止めていらっしゃるのか伺いたいと思います。

経営管理課長 横野議員の一般質問でもちょっとお答えさせていた

だいたいのですけれども、今回の料金改定の必要性などを市民へ説明することは重要であると考えております。

そこで、本年7月から10月にかけて、富山地域5か所、旧町村地域各1か所の計11か所で上下水道に関するタウンミーティングを開催する予定としております。

また、本年11月には富山国際会議場で市民公開講座を開催し、いろいろと説明させていただく予定としています。

さらに、上下水道局独自の新たな広報誌をつくる予定としておりまして、その広報誌や「広報とやま」、既存のホームページや富山市公式LINEを活用し、いろいろな情報を発信してまいりたいと考えております。

#### 東委員

タウンミーティングや市民公開講座、広報誌等で説明するという一般質問での答弁については、もちろん私も聞いておりました。その上で質問したのですけれども、5月22日の建設委員会で私から、水道料金の改定前と改定後のモデル事例について、年代や家族構成をもう少し多く示し、市民に分かりやすくしたかどうかという提案をしました。そのときは、モデル事例のパターンを出しすぎても分かりにくいというお話もあったのですけれども、例えば夫婦2人と子ども2人の子育て世帯と言っても、小さいお子さんがいる家庭から、部活動を一生懸命している中高生がいて洗濯物が多い家庭まで、状況はいろいろと違うと思うのです。

これからタウンミーティングをしていく中で、市民の皆さんの一番の関心事は、自分の家庭では水道料金がどれくらい上がるのかということだと思います。いま一度、モデル事例をもう少し増やしてタウンミーティングに臨むことは考えていらっしゃるのか伺います。

#### 経営管理課長

議案説明資料4ページのモデル事例につきましては、実際にこのような家庭の方の水量を調査してお示し

したものとなっております。

委員御提案の子どもの年齢別等でのモデル事例につきましては、多くのパターンが想定されることから、上下水道局で対象世帯を調査することはちょっと難しいということで、今回、富山市上下水道事業経営審議会からの答申と同様の2パターンを提示させていただいたところであります。

今申し上げましたように、やはり使用水量は各家庭によってばらばらなので、同じ年齢の子どもがいても使用水量が多い、少ないということもあります。現在、何立米使ったら幾らになるのかが分かる水道料金の早見表をホームページに掲載しているのですが、水道料金を改定することになれば、当然そのようなものも活用して皆さんに周知を図っていきたいと考えております。

東委員

市民の皆さんが納得することが一番大事です。

水道料金の改定により、何立米使っている家庭なら幾らになるのかということを市民に分かりやすく説明することが重要だと思います。早見表もあるということですし、しっかりと周知していただきたいと思います。

あと、家庭ごみの有料化問題に関しては先に説明会などを開催しており、市民の意見を丁寧に聞いて市民に理解を求めていると。

この料金改定に関しては答申が出て、先に27%引き上げることを決めてからタウンミーティング等を行うということで、順番が逆になっています。市民からのもやもやしているという声が私のところに届いています。

例えば、タウンミーティングや市民公開講座を開催した後に、改めて条例改正を提案するという手順もあったのではないかと考えますが、このような順番になったことについて説明していただきたいと思います。

経営管理課長

今回の水道料金の見直しに当たりましては、昨年の6月定例会で議決をいただき設置した富山市上下水

道事業経営審議会に諮問して、先月、答申をいただいたところであります。

この富山市上下水道事業経営審議会につきましては、学識経験者だけではなく、市民の代表である公募委員をはじめ、消費者団体、自治振興会、福祉団体、経済団体など、幅広い多くの方々によって構成されておりまして、それぞれの立場から様々な御意見をいただいていたところですよ。

また昨年、水道・下水道のユーザーに2,000件のアンケートを送付し900件弱の回答をいただいたのですけれども、その結果なども富山市上下水道事業経営審議会へ資料として提出し、議論していただいたところですよ。

料金改定については、市民へ情報を発信することも重要であると考えております。そこで、富山市上下水道事業経営審議会に諮問して以降、答申に至るまでの審議内容は原則公開しており、資料等もホームページにて全て公開しております。

あとは、富山市上下水道事業経営審議会の内容についてお知らせするものとして、昨年度末に令和6年度富山市上下水道事業経営審議会だよりを発行したところですよ。

上下水道局としましては、富山市上下水道事業経営審議会から料金改定の必要性について明確な答申をいただいていることから、今回、市民の代表である議会へ提案し、御審議いただいているという状況であります。

料金改定について議決を得られたならば、先ほど説明しましたとおり、タウンミーティング等を通じた取組によって市民の皆様に丁寧に説明してまいりたいと考えております。

#### 東委員

昨年、埼玉県八潮市で悲惨な事故があり、富山市としてもこのような事故を絶対に起こしてはならないということで、水道料金収入をいろいろな講習や調査費用に充てていくためにも、事業を急がなければならないことは理解いたします。

昨年6月定例会で議決され設置した富山市上下水道

事業経営審議会から、いろいろな分野の委員を交えてこの答申が出されたと。それはそれで理解しているのですが、やはりまだまだ市民の皆さんの認知度といえますか理解度は不足していると感じますので、タウンミーティングや市民公開講座のみならず、広報誌を早めに出したり、市民と接する機会にその都度しっかりと説明したりすることで、理解度を深めていくことが重要だと思います。しっかりと取り組んでいただきたいということを要望いたします。

委員長           ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第102号の討論に入ります。  
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           討論なしと認めます。  
これより、議案第102号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。  
以上で、上下水道局所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、  
契約金額1億5,000万円以上の工事請負契約について  
当局の報告を求めます。

契約出納課長   〔委員会資料により説明〕

委員長           ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、上下水道局所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

江西委員       今も相談させていただいていることではあるのですが、本年３月定例会で私道の除雪を誰も行わないことについて問題提起したのですけれども、同じような問題が水道に関してもあると思っております。位置指定道路や宅地開発され所有する人間がいなくなっている私道の下を、複数の家に水道を通すための水道管が通っていることがあります。これはそれぞれの家からすると水道メーターでは計測されない場所ですが、上下水道局としても管轄外になると。どちら側からも関与されない水道管について、現状、富山市では管理しないことになっているのですが、複数の家にまたがる水道管が老朽化してきた場合に誰が管理するのかという問題は、トラブルに発展する可能性が大変大きいのです。仮に漏水したままにしているとしても、各戸には何の影響もなく、道路だけが壊れていくのです。  
今回、水道について大きく見直していくのですけれども、そのような上下水道局の管轄外の水道管についても併せて見直していく意向はあるのかお聞かせいただけないでしょうか。

上下水道局理事   まず、改めての説明になるかもしれませんが、個人で整備していただく給水栓や給水装置は御自身で投資されるものですので、申請していただく際に自分のものであるということを確認し署名をいただいた上で、配水管に接続していただきます。  
私道については、近隣でお金を出し合われていたのか土地の所有者の方が管理されていたのかちょっと把握はできませんけれども、整備された当時は皆さん御理解された上で水道の供給を受けていたと。

今、時代も変わってきて、私道の土地の所有者も利用される方も高齢化したり、土地の所有者がどなたか分からなくなったりしていると。当然相続で引き継いでいかれると思いますけれども、連絡が取りにくい状況になっていることもあると思いますので、現状、富山市水道事業給水条例で上下水道局が管理すべきものとお客様に管理していただくべきものをきちんと分けて明文化しております。

今すぐに富山市水道事業給水条例を改正することは考えておりませんが、以前に江西委員から御指摘いただいた後、突発的な事故が起きたときに他の中核市等ではどのように対応されているのか調査を始めました。今日、あしたではないのですが、他市ではどのような状況でどのような対応をしているのかを早々に調べまして、今後の対応を検討していこうと考えております。もう少しお時間をいただき、今後改めて御質問いただいたときにはお答えできるようにしておこうと考えておりますので、しばらくお待ちいただければと思います。

（「分かりました」と発言する者あり）

委員長           ほかに質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。

                  以上で、建設委員会上下水道局所管分を終了いたします。

午前 11 時 06 分   休憩

~~~~~

午前 11 時 41 分 再開

委員長 建設委員会建設部所管分の議案の審査を行います。

 議案第 101 号 富山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

公園緑地課長 「議案書により説明」

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第１０１号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第１０１号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。
以上で、建設部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、当委員会に付託されました
令和７年分陳情第１６号 所有者不明橋梁の安全対策と市民への情報提供に関する陳情
を議題といたします。
陳情文書表はお手元に配付のとおりであります。
まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局 「陳情文を朗読」

委員長 次に、本陳情について、当局の見解を求めます。

河川整備課長

まず、陳情事項１点目の所有者不明の橋梁に対して、暫定的な安全点検または通行制限等の安全措置を講じることについて見解を述べさせていただきます。本市では３６の準用河川、総延長約５６キロメートルを管理しており、現在その管理区間には３９０の橋梁が架かっております。

それらを橋梁の用途及び所有者の観点から区分いたしますと、まず、市道などの道路法上の道路や、個人宅への乗り入れなどに利用されている所有者が明確な橋梁が２６３橋ございます。

続いて、農道橋として主に農業用に利用されている所有者が不明な橋梁が９３橋ございます。

また、用途が明確でなく、所有者が不明な橋梁が３４橋ございます。

以上、まとめますと、所有者が明確な橋梁が２６３橋、所有者が不明な橋梁が１２７橋ございます。

本市は河川法に基づき、水が正常に流れるように維持されているかなどの観点から河川を管理しており、橋梁の管理につきましては、陳情にもあるとおり、その所有者が行うべきであります。

しかし、所有者不明の橋梁を放置することは、市民の安全にも関わる事案であることから、現状といたしましては河川パトロールの際に、本市が管理していない橋梁についても目視による安全確認を行っており、危険性が明らかな橋梁については地元関係者と協議の上、通行止めなどの措置や地元への周知を既に行っているところであります。

陳情事項にある暫定的な安全点検や通行制限等の取組につきましては既に行っており、引き続き対応してまいりたいと考えております。

次に、陳情事項２点目の所有者特定に向けた調査の具体的スケジュールを策定し、公表することにつきまして、まず、本市の準用河川の大部分は土地改良区が整備・維持管理を行っていた農業用排水路を、都市化の進展に伴い、当市が準用河川として引き継いだものであります。

先ほど所有者が不明な橋梁は１２７橋あると申し上げましたが、これらは土地改良区から引き継ぐ以前

から架かっていたものとなっております。

このことから、既に一部の土地改良区と協力しながら橋梁の所有者の特定に向けた作業を進めているところではありますが、用途が不明なものについては所有者を特定するための資料が少なく、特定作業は難航するものと考えております。

このように特定作業は土地改良区に頼るところが大きいことや、過去の資料が少ないこと、さらには所有者の目星がつかましても、相手方と交渉する必要があることから、いつまでに調査を完了させるかの具体的なスケジュールを策定することは困難であると考えております。

最後に、陳情事項３点目の橋梁に関する安全情報及び対応の進捗状況を市民に広く周知する体制を整備することにつきまして、地元の方への聴取や周辺の状況を鑑みますと、所有者不明の橋梁は交通量がかなり限られており、市民に広く周知する体制の整備までは必要はないと考えております。

そのため、通行止めなどの措置を講じる必要がある場合はこれまでどおり、地元町内会などを通じて住民に周知するなど、情報が必要な方にしっかりと周知してまいりたいと考えております。

また、個別の橋梁について、地元住民から安全性に心配があるなどのお問合せがあれば、真摯に対応してまいりたいと考えております。

委員長 それでは、本陳情についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き審査を続けます。

これより、令和 7 年分陳情第 1 6 号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。
これより、令和 7 年分陳情第 1 6 号を挙手により採決いたします。
本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

委員長

挙手なしであります。
よって、本陳情は不採択とすることに決定いたしました。
以上で、建設部所管分の陳情の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第 8 号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第 2 1 号、専決第 2 3 号、専決第 2 4 号、専決第 2 5 号、専決第 2 6 号、専決第 2 7 号、
報告第 3 4 号 経営状況報告の件（公益財団法人富山市ファミリーパーク公社）、
報告第 3 5 号 経営状況報告の件（一般財団法人富山市婦中公園緑地管理公社）、
以上 3 件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

土木事務所建設課長

〔報告第 8 号中
専決第 2 1 号について、
議案書により説明〕

公園緑地課長

〔報告第 8 号中
専決第 2 3 号について、
専決第 2 4 号について、

議案書により説明]

道路河川管理課長 「報告第8号中
専決第25号について、
専決第26号について、
専決第27号について、
議案書により説明]

公園緑地課長 「報告第34号について、
議案書により説明]

土木事務所建設課長 「報告第35号について、
議案書により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
次に、建設部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

東委員 先ほど分科会で公園愛護会について質問したのですが、市のホームページにはまだ公園愛護会の組織されていない公園等について、地域の皆さんに愛護会の設立を呼びかけていますと書かれておりました。ホームページには本市の街区公園は1,067か所あるとも書かれておりましたけれども、このうち愛護会が設立されているのは何か所でしょうか。

公園緑地課長 まず初めに、東委員がホームページを御覧になった際の情報はちょっと古くて2年前のものになっておりまして、現在は最新の情報に更新してあります。
令和7年3月31日現在、街区公園は1,072か

所ありまして、そのうち公園愛護会が設立された公園は993か所であり、設置率は約93%となっております。

東委員 もっと少ないのかと思っておりましたので、思ったよりも多くて少し驚いているところでございます。また、ホームページには、公園愛護会の愛護活動に対して、活動面積に応じた報奨金を交付していますとも書かれておりますけれども、具体的に何平米で幾ら交付しているのでしょうか。

公園緑地課長 報奨金につきましては、まず基本金が1万2,000円です。そこに面積に応じて1平米当たり12円を追加でお支払いしているのですけれども、上限額は5万円と設定しております。

東委員 それなりの広さのところもあると思うのですけれども、報奨金の上限額は5万円だと。地域で公園愛護会がきちんと設立されて、会員の皆さんで公園をきれいに整備したり、公園内に花壇を造ったりして、美しい景観をつくるために頑張っていると思います。ただ、報奨金の上限が5万円というのは実態に合っていないようなところがあると思います。もっと活動したいというところがあれば、今後、報奨金の上乘せを検討していただきたいと思います。公園愛護会の設置率が約93%に至るまでには大変な努力もあったと思うのですけれども、具体的にこれまでどのような要請や啓発活動をしてこられたのか答弁をお願いします。

公園緑地課長 公園愛護会の制度につきましては、まずホームページで説明しております。また、公園愛護会の活動に対する作業報告の依頼及び報奨金の支払い案内を、例年10月初旬に送付しております。さらに、公園愛護会が設立されていない街区公園のある町内につきましては、毎年1月頃に該当する全

ての町内会長様宛てに依頼文を送付し、公園愛護会を設立して管理していただけないでしょうかというお願いをしております。

東委員 大変努力されていて、素晴らしい実績だと思います。まちをきれいに見せるためにフラワーハンギングバスケットなどにお金をかけて一生懸命取り組んでおりますが、各町内の街区公園も美しければ、富山市の価値がもっと高くなっていくと思います。残り7%の街区公園で公園愛護会を設立していただけるように取り組んでいただければありがたいと思いますし、私も年を取ってきましたので、余生で公園愛護会に入り活動したいという思いもございます。また啓発をよろしくお願いします。

委員長 ほかに質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、建設委員会建設部所管分を終了いたします。

午後0時11分 休憩

~~~~~

午後1時21分 再開

委員長 建設委員会防災危機管理部所管分に入ります。

〔傍聴の申込み（2名）を許可〕

委員長 防災危機管理部所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、建設委員会防災危機管理部所管分を終了い

たします。

午後 1 時 2 2 分 休憩

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 1 時 4 9 分 再開

委員長 建設委員会活力都市創造部所管分に入ります。  
初めに、当委員会に付託されました  
令和 7 年分陳情第 1 9 号 映像表示装置（デジタル  
サイネージ、ＬＥＤビジョン等）設置についての屋  
外広告物条例改正の陳情  
を議題といたします。  
陳情文書表はお手元に配付のとおりであります。  
まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局 〔陳情文を朗読〕

委員長 それでは、本陳情について、当局の見解を求めます。

景観政策課長 本市では屋外広告物法の規定に基づき、１つに、良  
好な景観の形成または風致の維持、２つに、公衆へ  
の危害の防止を目的として、富山市屋外広告物条例  
を定め、広告物について必要な規制を行っている  
ところでございます。  
陳情にあります大型ＬＥＤビジョンを含む映像表示  
装置は、常時または一定の期間、継続して屋外で公  
衆に表示されるもので、建築物等に掲出されたもの  
であることから、屋外広告物法第 2 条で定義された  
屋外広告物に該当し、富山市屋外広告物条例の規制  
対象となるものでございます。  
その具体の規制につきましては、まず 1 つとして、  
良好な景観の形成または風致の維持の観点から、富  
山市屋外広告物条例第 3 条において、都市計画法で  
定める風致地区や住居専用地域においては、原則と  
して広告物を設置してはならない禁止地域とし、こ  
れら以外の本市の区域を富山市屋外広告物条例第 5  
条において、原則として広告物の設置に許可を必要  
とする許可地域とした上で、地域特性に応じてそれ  
ぞれ第 1 種と第 2 種に区分し、特に民間事業者の活

発な経済活動が行われる商業地域などについては、第2種許可地域としております。

また、富山市屋外広告物条例第14条において、広告物全般に関する共通基準のほか、地域ごとに広告物の形状に応じた面積や色彩などの個別基準を設け、厳格な規制を行う第1種禁止地域から最も規制の緩い第2種許可地域まで、これらの基準に基づいて広告物の許可を行っているところでございます。

しかしながら、大型LEDビジョンを含む映像表示装置は表示する広告物を変化させることができるため、一般的な広告物と同様の基準だけでは判断しづらい部分もあることから、富山市屋外広告物条例施行規則別表第3の共通基準の1つである景観法第8条第1項に基づく富山市景観計画に定める、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に新たな基準を加えることとし、令和5年4月に改定した富山市景観まちづくり計画において、交差点付近での設置を避けるとともに、明るさを抑えるよう努めることや、過剰な動光や点滅は控えるよう努めることなどの基準を定めたところであります。

これを受け、陳情にある大型LEDビジョンにつきましても、第2種許可地域の基準に加え、新たに設けた基準に基づき事業者に対して指導を行っており、周辺住民と事業者の話し合いの結果、事業者において、消灯時刻を23時から20時に早めたり、明るさについても環境省の光害対策ガイドラインが示す都市周辺住宅地における最大許容値を大きく下回るよう変更したりするなど、できる限りの対応がなされている状況であります。

なお、富山市屋外広告物条例におきましても、公衆への危害の防止の観点から、第11条において、道路標識や信号機に類似するものや、道路の見通しを妨げ、交通の安全を阻害するおそれのある広告物は設置してはならない禁止広告物として規定しているところでありますが、本件はこれに該当するものではありません。

以上のことから、現行の条例の運用に基づく事業者への指導により十分な対応が図られていることから、

条例改正による映像表示装置に関する新たな上乗せ基準や審査会による審議につきましては、現時点において必要とは考えておりません。

委員長                    それでは、本陳情についての御意見またはただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

福田委員                今ほどの説明で、現在の富山市屋外広告物条例の基準で十分運用されていることは分かったのですが、多分金沢市や近隣県の取組を調査・研究されたと思うのですが、他都市の状況はどうなのでしょう。

景観政策課長            他都市の基準につきまして金沢市等に照会をかけておりますが、映像表示装置に関する基準を定めている都市はまだ少ないものと認識しております。基準を定めている都市では、本市と同様に、通常の商業系の用途においては映像表示装置の設置を認めており、表示の方法についても、明るさを抑えることや激しい動光や点滅は控えることといった努力義務として指導されているところでございます。

高田委員                今ほど説明がありましたが、消灯時刻を２３時から２０時に変更していただいたのはいつからか分かりますか。

景観政策課長            事業者の方が対応された大まかな流れについて説明させていただきます。  
本年３月末に事業者の方が映像表示装置を設置されました。当初の明るさは不明ですが、地元からの要望や市からの指導を踏まえ、４月上旬には１平米当たり２７５カンデラという数値に抑えられております。  
現在は、それよりさらに低い５５カンデラまで抑制されているところでございます。  
なお、環境省が策定した光害対策ガイドラインによれば、都市周辺住宅地における看板の発光面の平均輝度の最大許容値は８００カンデラとなっております。

して、その数値を大きく下回る状況でございます。  
いつからというのは……。

高田委員 先ほどの説明の中で、消灯時刻を23時から20時に変更してもらったとお聞きしましたが、それはいつからか分かりますか。

景観政策課長 本年4月上旬に一度光を絞られた段階で、消灯時刻も変更されていたのかどうかは確認しておりませんが、私も現地へ足を運んで確認しているのですけれども、少なくとも最終的に55カンデラなった5月時点では、20時に消灯されていることを確認しております。

高田委員 環境省の光害対策ガイドラインでは、住居地等では800カンデラ以下に抑えるように示されているということですが、275カンデラまで落としていただいてから、さらに55カンデラまで抑えられていることを現在確認しているということでしょうか。

景観政策課長 事業者のほうに確認しております。

高田委員 名古屋市ではデジタルサイネージガイドラインがつくられていて、夜は商工業系では1,000カンデラ以下、住居系では800カンデラ以下という環境省の光害対策ガイドラインの基準に沿ったものとなっています。  
今、富山市にはこのようなガイドラインはないのですけれども、基準値を決めるとなれば、やはり環境省の光害対策ガイドラインが基準になるのでしょうか。

景観政策課長 ガイドラインの基準が法的なものかどうかと言われると、そうではないのではないかと考えております。  
そもそも光害対策ガイドラインは環境省が定めているものでありまして、映像表示装置を用いた屋外広

告物に限らず、グラウンドの照明の光や、窓から漏れる光、屋外に向けたスポットライト、サーチライトのような照明全般に影響を及ぼすものであると捉える必要があると考えております。

環境面から周辺地域へ配慮等を求めていくべきものとなっておりますことから、現時点で景観政策課でそれをどうする、こうすると検討することはなかなか難しいところがあると思っております。

高田委員

やはり近隣への対応は努力義務だと思うのですが、名古屋市デジタルサイネージガイドラインのその他のところに、近隣にいる多様な人への配慮が必要で、周りの方に環境面において十分な配慮をしてくださいと書かれているのです。

今回、住民の方からちょっと困っていますというお話があり、市から事業者に指導して最大許容値800カンデラのところを55カンデラまで下げたり、点灯時間を縮めたりしてくださっており、かなり対応していただいているのかなと思います。

しかし、今後また同じような問題が次々と出てくる可能性があると思っております。今回陳情を提出された方も、このような事例が富山市内でどんどん増えていくことを危惧されていると思うのです。もし今後、住居が近隣にある場所での大型LEDビジョンの設置申請があった場合、どのように対応していくのでしょうか。

景観政策課長

現時点でそのようなケースはございませんが、努力義務であっても、本市が事業者に対して指導できる基準を有しているということは非常に大切なことだと思っております。もしこれがなければ、単純に設置しました、許可を得ていますということで、事業者にはお話も聞いていただけないだろうと思うのですが、そのような仕組みを持っていることがまず非常に大切だと考えております。

広告業を営む事業者に対しては、講習会の機会等を活用し新たな基準のさらなる周知に努めることで、明るさや動光、点滅などに配慮されるよう理解を求

めたいと考えております。

江西委員

映像表示装置の設置は許可制であり、市は市民に代わって事業者に対し許可することになりますので、後の祭りになる前に住民が納得するものかどうかを十分に審査する必要があると思うのです。

現在、富山市には屋外広告物ガイドブックがあります。業者は恐らくこれを参考にしていると思うのですけれども、共通基準の形態・意匠の中に、発光を伴うものは連続して動光などが激しく変化しないものとしましようという既に大きく書かれているのです。今回の大型LEDビジョンは、まさに発光を伴いながら連続して動光が激しく変化するものだと思います。

また、共通基準の光・音・動きの中に、デジタルサイネージは、過剰に注意を引かないよう落ち着いた表現とし、信号交差点付近への設置は避けましようと書かれています。今回のものから音が出ているのかどうかは分からないのですが、私も何度か前を通っているので、点滅が過剰であるというのは、まさにこのようなものを指すと思うのです。

この陳情によると本年3月に突然設置されたということですが、まずはこれを嫌だと思える人があるのかどうかについて、先に何らかのコンセンサスを得るべきだったと思うのですが、そのような事前交渉はあったのでしょうか。

景観政策課長

特にはございませんでした。

富山市屋外広告物条例に基づき許可をする際、住民の方への説明は要件として入っておりません。屋外広告物法と異なる判断を許可の要件の中に入れることは今のところ考えてはいないのですが、申請があった際には、地元の方へ説明等をしてくださいというお話はさせていただいているところでございます。

江西委員

そうしますと、発光を伴うものは、連続して動光などが激しく変化しないものとしましようという表現がありますが、これは設置の要件とは全く関係ない

ことが書いてあるということですか。

景観政策課長　いいえ。設置の後にはなっておりますが、今回の件もそれに基づき動光を抑えてくださいということを事業者にお話しさせていただき、できる限りの対応をしていただいているところでございます。

江西委員　そうは言いますけれども、近隣で嫌だと言う人がいるということは、結局納得いただいていないものが設置されてしまっているということなのです。それが想定範囲外で起きたことであれば仕方ないと思うのですが、この屋外広告物ガイドブックに代表的な例えとして載っている内容について苦情が出るということは、やっぱりどうなのかなと思うのです。もう1点確認したいのですが、いろいろ調べましたところ、禁止地域から光が見えてはならないという決まりがあるようです。市民プラザの辺りは景観まちづくり推進区域ですが、この場所は禁止地域という扱いですか。

景観政策課長　すみません、そこは調べさせていただきたいと思いますが、そのような規制は一部のところであると承知しております。

江西委員　皆さん、我が家の前に大型LEDビジョンが設置された場合について考えるべきだと思うのです。仮にそのような広告物が突如として家の前に現れることがあれば、たとえそれが設置の要件をクリアしていたとしても、私もそうですけれども、部長や課長も皆さんびっくりするのではないかと思いますので、よく注意する必要があると思うのです。ちょっと未確認ですが、当初、その大型LEDビジョンに富山県警察の警察官募集の広告が出ていたようで、住民の方と本当にうまくやっていたという気持ちがあったのかどうかは分かりません。このような虎の威を借りたような広告を本当に出していたのかもちょっとよく分からないのですけれど

も、実際、既に設置してしまっていて、お金もかけていると思うので、お互いの調整がうまくいくようにしっかりと対応していただく必要があると思います。

福田委員 聞いていてちょっと歯がゆい気持ちがありまして、富山市屋外広告物条例に反するものではないということですが、景観政策課長は実際に現場へ行って見ているのですよね。

景観政策課長 確認しております。

福田委員 実際に見てどのように思われたのですか。地域住民の方は我慢できないと言われるけれども、富山市屋外広告物条例上は問題なくて、自分の目で見ても我慢できると思われるのですか。そう思われるのなら、そこからまた議論が始まると思うのですけれども、いかがですか。

景観政策課長 このようなお声をいただき、何回も現地確認をしましたが、当初は明るいと思いました。それについて事業者とお話をして指導しながら、明るさを抑えたり点灯時刻を20時までにしたという努力をいただいているところでございます。

福田委員 活力都市創造部長は確認されたのかどうか分かりませんが、それで納得されたということなのですね。

活力都市創造部長 明るさをどのように捉えたのかについては、個人の感覚によるところがありますので、発言は差し控えたいと思っているのですけれども、この大型LEDビジョンが掲出された場所は商業地域であり、事業者の経済活動が活発に行われるようなところなのです。  
片や、近くの住民の方は突然このようなものができて大変びっくりされて、今回の陳情を出してこられたのだと思います。

住民には生活がありますし、一方で、事業者の自由な経済活動を阻害してはいけない部分もありますので、最終的には両者のバランスかと思っています。私どもとしては、事業者に交渉した結果、環境省の光害対策ガイドラインの基準を大きく下回り、消灯時刻が早まったことから、一応それで収めていただいているということかと思っております。

委員長           ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           それでは、引き続き審査を続けます。  
これより、令和7年分陳情第19号の討論に入ります。  
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           討論なしと認めます。  
これより、令和7年分陳情第19号を挙手により採決いたします。  
本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

委員長           挙手なしであります。  
よって、本陳情は不採択とすることに決定しました。  
以上で、活力都市創造部所管分の陳情の審査を終了いたします。  
次に、活力都市創造部所管分において、本委員会に

付託されました議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、建設委員会活力都市創造部所管分を終了いたします。  
活力都市創造部の皆さんは御退室願います。

〔活力都市創造部退室〕

委員長

これで、6月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
委員長報告については、正・副委員長に御一任いただきますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。  
次に、委員会視察についてであります。  
お手元に配付の資料に沿って、協議を進めたいと思います。  
まず、（１）視察日程につきましては、皆さんに事前に御都合をお伺いし、お知らせしておりましたとおり、7月22日（火曜日）から24日（木曜日）までの2泊3日の行程で行いたいと思います。  
次に、（２）視察先及び視察目的につきましては、泉南市においてはインフラ施設包括的管理業務委託について、豊橋市においては防災道の駅「とよはし」について、神奈川県においては、地下水からの転換及びセレクト神奈川の認定による水道料金等の減額についてでございます。  
また、視察に当たっては、（３）委員会視察の実施における留意事項を遵守の上、実施したいと考えております。  
なお、⑤に記載のとおり、今年度より執行機関職員

を同行させたいと思います。  
これらのことを踏まえ、視察を実施することとして  
よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。  
この後、議長に対し委員派遣承認要求書を提出し、  
承認を得ることといたします。  
また、本委員会視察における執行機関職員の同行に  
ついては、正・副委員長に御一任いただき、当局と  
調整の上、進めていきたいと思います。  
ただし、行事、会議等の関係で執行機関職員が同行  
できない場合がありますので、あらかじめ御承知お  
きください。  
なお、3日間の行程の詳細については、正・副委員  
長に御一任いただき、詳細な視察行程等が決定いた  
しましたら、委員各位へ速やかにお知らせしたいと  
思います。  
これをもって、令和7年6月定例会の建設委員会を  
閉会いたします。

令和 7 年 6 月定例会  
建設委員会記録署名

委 員 長      藤   田   克   樹

署名委員      高   田   真   里

署名委員      東                      篤